

サンプル

W（ワット）購入時承諾事項

本W（ワット）購入時承諾事項（以下「本承諾事項」といいます。）は、株式会社チェンジ・ザ・ワールド（以下「当社」といいます。）が運営するインターネットサービス「change」において、ユーザーに対して、当社が提供する再生可能エネルギー発電設備等を小口で購入し、購入した当該設備等から売電収益を得ることができるサービス（その後継サービスも含み、以下「本サービス」といいます。）を利用して対象設備（第1条に定義します。）の購入及び電力の売買等の取引を行う場合の条件等について、詳細事項を定めるものです。これらの取引を行う者（以下「購入者」といいます。）は、本承諾事項の内容を確認し、これが対象設備の取引に係る契約内容となることを承諾します。

なお、本サービスには、当社が別途定める「change利用規約」も適用されますが、change利用規約と本承諾事項の間で内容の齟齬等があった場合は、本承諾事項が優先するのでご注意ください。

第1条（対象となる設備）

1. 本承諾事項において「対象設備」とは、所定の土地に敷設された発電に係る電力変換機器、架台、制御装置等の設備一式であって、電力会社への電力供給能力を有する完成した設備を指します。ただし、対象設備を有する土地の所有権は含まれません。また、対象設備については、個別に割り振りを行わず、対象設備に係る購入者全員による購入価格に応じた共有になるものとします。
2. 本承諾事項に基づく売買の対象となる対象設備については、本サービスに係る専用の機能を利用して下記の項目を確認してください。
 - 設備認定ID
 - 設備名称
 - 設備所在地

第2条（W（ワット）の販売）

当社は、対象設備の本サービスに係る専用の画面上に表示される「設備発電容量」を全体の総量とした上で対象設備の発電能力1ワット分に相当する共有持分（以下「W（ワット）」）といいます。）に表示される数量で購入者に販売し、購入者は、これを購入します。

第3条（購入金額）

購入者は、前条に基づき対象設備に係るW（ワット）を取得する対価として、本サービスに係る専用の画面上の「購入金額」に表示される金額を当社所定の方法により当社に対して支払うものとします。

第4条（チェンジコイン）

当社は、本サービスにおいて当社と購入者との間の取引により発生する、W（ワット）の買取金（購入者にとっては、W（ワット）の売却による売上金を意味します。）を記録し電磁的な方法により開示します。「チェンジコイン」とは、当社がW（ワット）にかかる対象設備から発電された電力を購入者から買い取り、又は当社がW（ワット）若しくはGrW（グリーンワット）を購入者から買い取る際に支払う売買代金を電子的に記録した数値又は単位であって、1チェンジコインが1円に相当します。購入者がチェンジコインによる支払方法を選択してワットを購入する場合、1チェンジコインを1円（税込）として、商品代金の支払いに充当します。

第5条（売買の成立等）

サンプル

1. 支払方法が「クレジットカード」「すべてチェンジコインで支払い」の場合、購入者が「確定する」ボタンをクリックし、支払いが確定した時点で、申込みに係るW（ワット）の売買が成立するものとします。
2. 支払方法が「銀行振込」の場合、購入者が本サービスに係る専用の画面上の「振込口座」にて指定された振込口座へ、購入金額を本サービスに係る専用の画面上の「支払期限」までに振り込み、当社がそれを確認した時点で、申込みに係るW（ワット）の売買が成立するものとします。振込手数料等の費用は購入者の負担とします。また、振込期限までに支払いが行われなかった場合、購入は当社によりキャンセルできるものとします。
3. 当社は、前各項所定の売買が成立した時点で、対象設備のうち、W（ワット）に係る部分を占有改定の方法により購入者に引き渡します。

第6条（チェンジコインの現金化）

1. 購入者がその保有するチェンジコインの現金化を希望する場合は、当社所定の方法により当社に申し出るものとし、その場合当社はチェンジコインを1チェンジコインにつき1円（税込）として換算して、現金に換金し又は当社所定の電子ギフト券に交換することができます。
2. 前項の支払いに際し当社は別途定める現金化手数料を控除します。現金化を指定したチェンジコインが現金化手数料より少ない場合、購入者は前項の現金化の申出をすることはできません。

第7条（ユーザー登録抹消時等の処理）

1. 購入者は、change利用規約に基づきユーザー登録を抹消する場合には、当該手続に先立ち、自らの責任で所持しているチェンジコインの換金、第9条に従ったW（ワット）の売却等の処理を行うものとします。
2. 購入者がユーザー登録の抹消時にW（ワット）又はチェンジコインを保有している場合には、購入者は、これらのW（ワット）及びチェンジコインを当社に対して無償で譲渡するものとします。

第8条（固定買取期間経過後の譲渡等）

購入者は、対象設備に関して購入者が有するW（ワット）その他の権利を本サービスに係る専用の画面上に表示される「固定買取期間」の満了日、当社所定の利用規約に基づく本サービスの提供の終了日をもって、当社へ無償譲渡するものとします。その際、当社は購入者に対し、対象設備の解体・撤去・処分に係る費用等を一切請求しません。

第9条（W（ワット）の売却及び交換）

1. 購入者は、本サービスに係る専用の機能を利用して、自身が保有しているW（ワット）を当社に随時、売却又は当社の販売する所定のW（ワット）又はGrW（グリーンワット）と交換することができます。ただし、当社が、あらかじめウェブサイト等において表示した上で、当社所定のW（ワット）について前項の売却又は交換を禁止し、又はその期間等を制限している場合を除きます。
2. 購入者が自身の保有するW（ワット）を当社に売却する場合、当社は、購入者のW（ワット）と引き換えに、専用の売却機能の画面にて提示した金額に相当するチェンジコイン、現金又は当社所定の電子ギフト券を購入者に付与するものとし、その付与の時点でW（ワット）の売却の取引が成立するものとします。
3. 前項の支払いに際し当社は別途定める現金化手数料を控除します。現金化を指定した金額が現金化手数料より少ない場合、購入者は前項の現金化の申出をすることはできません。

サンプル

4. 購入者が自身の保有するW（ワット）又はGrW（グリーンワット）を当社所定のワットと交換する場合、当社は、購入者のW（ワット）又はGrW（グリーンワット）と引き換えに、専用の交換機能の画面にて提示した当社所定のW（ワット）を購入者に付与するものとし、その付与の時点でW（ワット）とW（ワット）又はGrW（グリーンワット）の交換の取引が成立するものとしします。
5. 当社が建設前の発電所に係るW（ワット）を予約販売する場合、対象設備を引き渡すまでの間、ユーザーは、当該予約をキャンセルすることはできません。又、この期間を含む引き渡し後の期間に関しても、予約販売の条件として対象設備の詳細画面にて提示する期間、売却又は交換が行えないものとしします。
6. 当社が建設前の発電所を予約販売した場合における当該対象設備に係るW（ワット）について、何らかの事情により引き渡しを行えない場合、当社は当該対象設備に係るW（ワット）の販売を取りやめることがあります。その場合、購入者に対して、当該予約販売に係る代金を返金します。返金の際の手数料は当社負担としします。
7. 購入者がクレジットカードを使用して購入したW（ワット）は、専用の売却機能の画面にて提示する期間、売却又は交換が行えないものとしします。
8. 前各項にかかわらず、対象設備の損壊、天災その他の不可抗力の事由の発生等により発電を停止した場合又は当社の手続又は事務処理上の必要が生じた場合などには、購入者に事前の通知を行うことなく、本条に基づくW（ワット）の売却又は交換の手続を一時的に中断又は停止する場合があります。

第10条（免責事項）

当社の責めに帰すべき重大な事由がある場合を除き、対象設備に発生したトラブルや破損、故障、いかなる損害又は損失に対して、一切の責任を負わないものとしします。

第11条（損害賠償）

1. 当社及び購入者は、本承諾事項の履行に関し、相手方の責任による事由で直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して、法令に基づく損害賠償を請求することができるものとしします。
2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、W（ワット）の取得金額を上限としします。

第12条（協議）

本承諾事項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当社と購入者で協議し、円満に解決を図るものとしします。

第13条（管轄裁判所）

本承諾事項に関し、訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて、山形簡易裁判所又は山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第14条（準拠法）

本承諾事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとしします。

第15条（附則）

平成29年2月1日施行

平成30年8月2日改訂

平成30年8月30日改訂

サンプル

令和元年6月4日改訂
令和2年7月8日改訂
令和3年7月20日改訂
令和3年12月28日改訂
令和4年2月22日改訂